

名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）倫理委員会規程
(令和元年10月11日制定)

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程) (以下「研究科(博士後期課程)」という。)で行われる人間を対象とする研究(以下「研究」という。)に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

(委員会の設置及び開催)

第2条 前条の目的を達成するため、名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、研究科長(博士後期課程)からの審査依頼をもって開催する。

(審議事項)

第3条 委員会は、第1条の目的に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
- (2) 研究科(博士後期課程)の学生から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。

(審査)

第4条 委員会は、前条第2号について次のとおり学生の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

研究科(博士後期課程)の学生が実施する研究等とする。

(2) 申請者

申請者は、研究科(博士後期課程)の学生とする。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員を以って構成する。

- (1) 研究科長(博士後期課程)
- (2) 博士後期課程運営委員会委員
- (3) 研究科長(博士後期課程)が特に必要と認める者若干人

(任期)

第6条 委員の任期は、当該職にある期間とする。ただし、第3号に掲げる委員の任期については、1年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長(博士後期課程)とする。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第9条 前条第5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。

(報告義務)

第10条 審査を経た研究を中止したときは、申請者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究科（博士後期課程）の議決による。

附 則

この規程は、令和元年10月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(別紙様式第1号)

研究倫理審査申請書

令和 年 月 日提出

名城大学大学院

国際文化研究科長 (博士後期課程) 殿

国際文化研究科 国際地域文化専攻 (博士後期課程)

学生番号

氏 名

印

申請承認者 (指導教員)

職 名

氏 名

印

*申請受付番号 _____

1 審査対象	研究実施計画
2 研究課題名	
3 研究の目的	(研究目的に至るまでの経緯、研究の背景を含めて記載すること)
4 研究予定期間	(データ収集期間を含む研究終了までの時間) 令和 年 月 から 令和 年 月
5 研究等の概要	(研究データ収集、論文の執筆および公表に要する倫理に関する問題)

6 研究等の対象及び実施場所

(対象者数や対象者の条件、予定している施設の条件等を記載する。施設名は入れない。)

7 研究等における倫理的・社会的観点の配慮について

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法

(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する)

(3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測

(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など)

(5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)

- 注意事項 1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること
2. *欄は記載しないこと
 3. 記載については適宜、欄を広げてかまわない